

「文化庁における日本語教育施策」

文化庁文化教育部国語課 日本語教育専門官 小松圭二氏

配布資料に基づき、施策説明が行われた。

(1) 日本語教育の状況及び施策について数等の推移

- ・国内の在留外国人数は平成 28 年末 2,382,822 人で過去最高。国内の日本語学習者数も増加し、平成 28 年度のデータは集計中だが、初の 20 万超が予想される。
- ・出身地別の日本語学習者数は 8 割強がアジア圏。ベトナムとネパールが急増。
- ・日本語教師数は 3 万 6000 人（ボランティア含）。過去 5 年はほぼ横ばいだが、現在は日本語教育機関の増加のため日本語教師が不足。教師の高齢化も問題。

(2) 外国人に対する日本語教育の関係省庁・実施主体について

- ・文化庁は国内の生活者難民等を対象としている。
- ・文化庁の生活者のための日本語教育施策は、教育内容等について指針を示す、中核人材の育成、自治体等に対する財政支援の 3 つの役割がある。

(3) 外国人に対する日本語教育の推進

- ・役割の一つである教育内容等の指針については、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において検討がなされている。
- ・具体的な事業の実施のうち、平成 28 年度からの新規に実施している事業は、地域日本語教育スタートアッププログラムと都道府県政令指定都市日本語教育推進会議の 2 件である。

(4) 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

- ・目標は、日本語を使って①健康かつ安全に生活を送ることができる、②自立した生活を送ることができる、③相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができる、④文化的な生活を送ることができる、の 4 点

(5) 日本語教育小委員会における審議

- ・平成 28 年・29 年は「日本語教育の資格」と「日本語教員の養成・研修」について審議中で、今年度末を目途に取りまとめる予定。

(6) 法務省による日本語教育機関の告示基準の策定に伴う法務省告示日本語教育機関の教員の要件に該当する「日本語教育に関する課程」について

- ・新基準は、平成 29 年度入学生から対応することになる。

説明後の質疑

質問 1：上記 (6) に関して、昨年度までの学生に何か不利なことは生じないか。

文化庁：平成 29 年度入学生より適用されるので、特に問題はない。

質問 2：学生が過去に単位を履修していて修了証書を申請してきた場合に認められるのか。

文化庁：大学において 26 単位以上の日本語教員養成課程として編成された課程であって、それを修了した場合でなければ、認められない。

以上